

児童手当制度改正 手続フローチャート

美里町から児童手当の支給を受けている

※特例給付（5,000円）の受給者も「はい」とお答えください。

※公務員は勤務先での申請となります。勤務先にご確認ください。

はい

いいえ

大学生年代（※2）の子を監護している

町外で受給している、もしくは
請求者が町外に居住している

いいえ

はい

はい

手続き不要です

受給者（請求者）の住
所地にご確認ください

いいえ

0歳から大学生年代（※2）までの
子が3人以上いる

0歳から高校生年代の子を監護
している。

いいえ

いいえ

はい

はい

手続き不要です

手続き不要です
（支給対象外）

手続きが必要です

手続きが必要です

大学生年代（※2）の子について、以下①②の条件を満たす場合、進学・就職問わず、第3子加算のカウント対象に含めることができます。該当する場合は、「監護相当・生計費負担についての確認書」を提出してください。

①監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護を行っていること。

②子の生活費（食費・家賃など）や学費などを負担している。そのほかこれらに相当する経済的負担をしていること。

問合せ先

美里町役場 こども応援課 こども応援係 0964-42-6550
〒861-4412 熊本県下益城郡美里町佐俣338番地（湯の香苑内）